

報道関係者各位

令和7年1月31日

カスタマーハラスメント対策の実施について

職員の人権を尊重するため、また、より良い行政サービスの提供を実現するため、下記のとおり令和7年2月1日からカスタマーハラスメント対策を実施しますのでお知らせします。

記

1 「カスタマーハラスメントに対する基本方針」の策定

カスタマーハラスメントの定義、カスタマーハラスメントに該当する行為の例、対応方法などカスタマーハラスメントに対する基本的な方針を示したものを策定しました。

2 「カスタマーハラスメント対策ガイドライン」の策定

職員向けに、カスタマーハラスメントに該当し得る例や具体的な対応方法、対応上の留意点などを整理したものを策定しました。

3 「カスタマーハラスメント啓発ポスター」の掲示

市役所(本庁は1階ホール)、西支所、加佐分室、その他各施設に啓発ポスター(2種類)を掲示します。

4 「平仮名表記の姓のみを記載した名札」の着用推奨

職員は「平仮名表記の姓のみを記載した名札」を着用するよう推奨します。

基本方針、ガイドライン、ポスターについては、本市ホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.city.maizuru.kyoto.jp/shisei/0000013453.html>

